

「徳島県豊かな森林を守る条例に基づく届出制度の改正（案）」に係るパブリックコメント実施結果について

令和8年2月13日（金）から令和8年3月16日（月）までに、「徳島県豊かな森林を守る条例に基づく届出制度の改正（案）」について、パブリックコメントを実施したところ、1名の方から2件の御意見を頂きました。寄せられた御意見に対する県の考え方は次のとおりです。

No.	御意見・御提言等	御意見に対する県の考え方
1	<p>・施行規則第6条3, 第9条3に「国籍」が追加されるのは、とても良いと思います。</p> <p>森林が知らぬ間に外国人のものにならないよう、これからも日本の土地を守ってください。</p>	<p>改正案の必要性についてのご意見ありがとうございます。今後とも制度の適正な運用に努めて参ります。</p>
2	<p>・施行規則第6条4</p> <p>民間事業者に、「届出不要」の条文を加えるのはいかがなものかと思えます。</p> <p>今は、いい事業者だけが登録しているかもしれませんが、法の網目（今回は条例ですが）をくぐって無法な開発をする事業者が入り込まないとも限りません。</p> <p>また、現在はいい事業者だとしても、経営状況などで何か大きな企業体などに飲み込まれた場合、地元への配慮よりも儲けを優先することが憂慮されます。</p> <p>ここは、再検討をお願いします。</p>	<p>今回届出を不要とする法人は「森林経営管理法」の規定に基づき市町村から経営管理権を受託できる事業者であり、登録の際には規定の基準を満たす必要があります。</p> <p>また、申請内容に虚偽があった場合等は登録取消の対応も可能です。</p> <p>法人の経営決定権の変更に関しましては、施行規則第9条において法人の支配関係（一の者が決定権を支配することとなった場合）に伴う届出が必要となっております。</p> <p>頂きました御意見を参考に、制度の適正な運用を通じ、今後とも適切な森林管理を推進して参ります。</p>